

計画の概要

- ◆目的：地域に不足する外来医療機能（初期救急、在宅医療、公衆衛生等）等の情報や外来医療を担う診療所の医師の偏在状況を可視化し、新規開業者にその情報を提供することにより外来医師の偏在是正につなげるとともに、各地域の実情を踏まえ外来医療機能を確保する
- ◆位置づけ：医療法第30条の4の規定に基づき、第8次山形県保健医療計画の一部として山形県の外来医療提供体制の確保に関する事項について定めるもの
- ◆計画期間：令和6年度から令和8年度まで（3年間）
- ◆改正の方向性：厚生労働省が定める「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の改正内容を踏まえ策定

現状と課題

○ 外来患者推計

全国では、2025年に外来患者数のピークが見込まれているところ、本県では人口減少に伴い2015年をピークに既に減少。
（平成29年患者調査等を基に厚生労働省において推計）

○ 医師の高齢化

本県で外来医療の多くを担っている診療所医師の70歳以上の割合が全国平均と比較して高く、今後診療所が担ってきた外来医療機能が不足していくことが想定される。

※診療所に従事する医師の70歳以上の割合：全国：21.8%、山形県：24.5%
（厚生労働省：令和2年度医師・歯科医師・薬剤師統計）

○ 外来医師の偏在状況（令和5年4月公表）

外来医師偏在指標は、県内すべての圏域で全国330二次医療圏の外来医師偏在指標の平均値を下回る状況。

	村山	最上	置賜	庄内
外来医師偏在指標	103.3	74.4	82.0	87.2
全国平均値	112.2			
全国順位	149	301	273	245

※外来医師偏在指標：地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化したもの。医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流入、へき地などの地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定されている。

○ 紹介患者への対応を基本とする医療機関

一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担が増加する等の問題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、紹介患者への対応を基本とする「紹介受診重点医療機関」を設定。（R5.8月時点7箇所）

○ 医療機器の効率的な利用

医療機器の配置台数は地域や医療機器の種類により状況が異なるため、人口減少下においても医療機器が効率的に活用できるよう対応が必要。

外来医療を確保するための取組

1 地域で不足する外来機能の確保

二次医療圏ごとに不足する外来医療機能等について協議を行い、地域で不足する外来医療機能を確保するための目標設定及び達成に向けた取組を実施
いずれの医療圏においても不足する医療機能として、「初期救急」「在宅医療」「公衆衛生」を設定

村山圏域 <<取組（主なもの）>> <ul style="list-style-type: none"> ・「かかりつけ医」の普及推進や適切な医療機関受診の周知啓発 ・在宅医療に対する理解の促進と在宅医療に取り組む関係者の増加充実を図る ・山形県医師確保計画等の施策を通じた医療従事者の確保・養成等 	最上圏域 <<取組（主なもの）>> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県医師確保計画による医師確保の取組 ・地域の協議の場において、役割分担や連携について議論を行い、地域における課題を共有し、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促す
置賜圏域 <<取組（主なもの）>> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継の促進や不足する診療科の開業誘致など、各地区医師会や市町等と連携して医師確保に努める ・在宅医療に対する理解を深めるための研修等を通じ、従事者の増加を図られることを促す等 	庄内圏域 <<取組（主なもの）>> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を担う関係機関相互の連携体制の充実強化及び訪問看護師等の人材確保と育成強化を支援 ・山形県医師確保計画による医師確保の取組等

2 外来医療に関する情報提供

新たに開業しようとする医療関係者等が自主的な経営判断を行うための有益な情報として参照できるよう、外来医師偏在指標等のデータを県ホームページで周知等

3 医療機器の効率的な活用

医療機器の効率的な活用を図るため共同利用の方針を定め医療機器の共同利用を推進
<<共同利用の方針>>

医療機器を新規に購入（又は更新）する場合、医療機関に「共同利用計画書」の提出を求め、各地域の調整会議において確認。共同利用を行わない場合は、その理由についても確認。
（対象機器）CT、MRI、PET、放射線治療機器、マンモグラフィ

(案)

第 8 次前期

山形県外来医療計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)



令和 6 年 月
山 形 県

目 次

I	基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象区域	1
5	計画の推進体制	1
II	本県の外来医療の現状と課題	2
1	人口推計	2
2	外来患者数推計等	3
3	外来医療提供体制の状況	4
III	外来医療に係る医療提供体制確保に向けた取組	9
IV	地域で不足する外来医療機能の確保に向けた二次医療圏ごとの取組	10
	村山二次医療圏の目標及び取組	11
	最上二次医療圏の目標及び取組	17
	置賜二次医療圏の目標及び取組	21
	庄内二次医療圏の目標及び取組	26

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 無床診療所の開設が都市部に偏っていること等から、外来医療機能に関する情報を可視化し提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことが必要です。
- そのため、平成30年7月に医療法が改正され、都道府県は外来医療機能に関するデータの分析と公表、協議の場の設定、医療機器の共同利用の方針等を含む「外来医療計画」を策定することとされました。
- これを受け、県では、第7次山形県保健医療計画の一部として、令和2年7月に「山形県外来医療計画」を策定し、二次医療圏毎に外来医療機能の確保に向けた関係者による情報共有や検討を行ってきました。
- 本計画は、引き続き不足する外来医療機能の確保に向けた取組を進めるとともに、令和5年度から始まった紹介受診重点医療機関の設定等により外来医療機能の明確化・連携に取り組んでいくため、厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づき、山形県外来医療計画（以下「本計画」という。）を改訂するものです。

2 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4の規定に基づき、第8次山形県保健医療計画の一部として、本県における外来医療提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

3 計画の期間

- 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。
※第8次山形県保健医療計画（前期）

4 計画の対象区域

- 山形県保健医療計画と同様に、二次医療圏と同じ4区域とします。ただし、各地域の実情に応じて、二次医療圏より小さい地域での検討を行うことも可能とします。

5 計画の推進体制

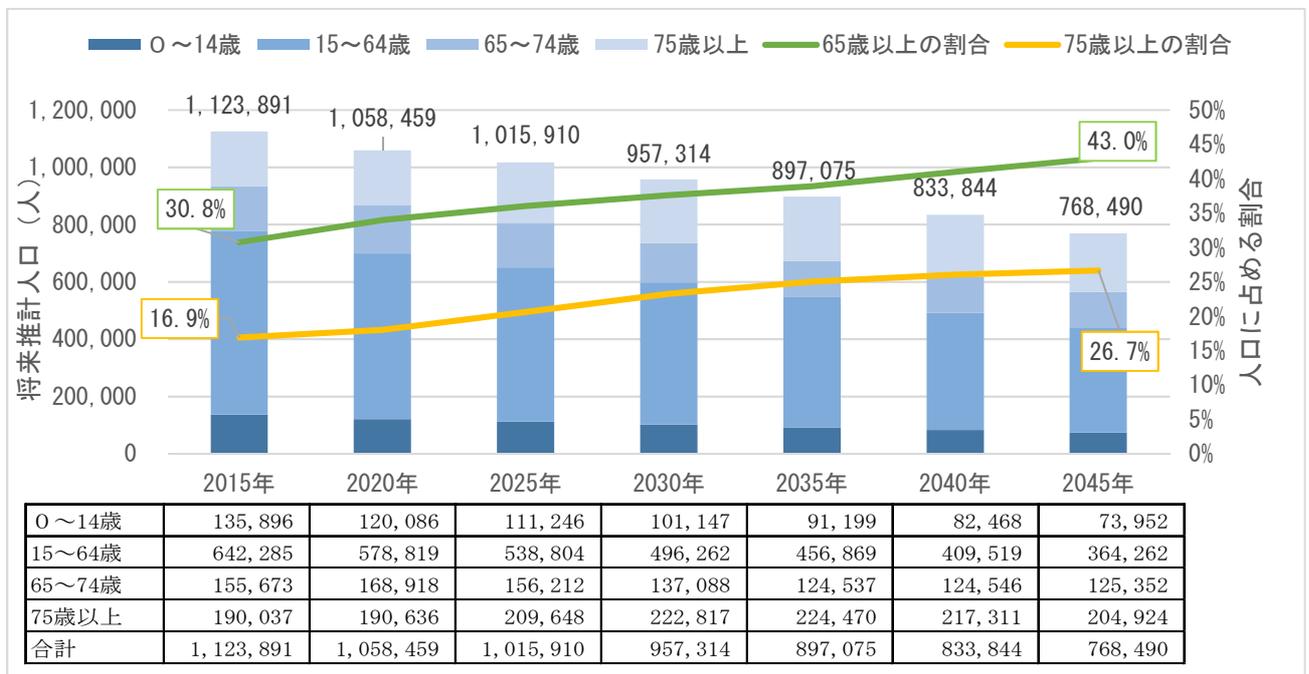
- 各圏域の地域医療構想調整会議又は同会議病床機能調整ワーキングにおいて、外来医療提供体制の確保に向けた取組等について協議することとします。
- 協議内容については県ホームページにおいて公表することとします。

Ⅱ 本県の外来医療の現状と課題

1 人口推計

- 本県の人口は、2015年国勢調査においては、1,123,891人、2020年国勢調査においては、1,058,459人と減少が続いており、2045年には、768,490人になると推計されています。
- 高齢化の進行に伴い、人口に占める高齢者の割合は増加しています。特に、医療と介護の需要が高い後期高齢者（75歳以上）の割合は2015年と2045年を比較して9.8ポイント増加すると推計されています。

【本県の年齢構成別人口の割合】



資料：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

- 二次医療圏の人口構成では、2040年には村山圏域以外は65歳以上の割合が4割を超え、4～5人に一人が75歳以上になると推計されています。なお、実数の増加は村山圏域以外は限定的です。

【二次医療圏別の年齢構成別人口の割合】

(2015年)

圏域	総人口	65～74歳		75歳以上	
		人数	構成割合	人数	構成割合
村山	551,524人	74,229人	13.5%	88,108人	16.0%
最上	77,895人	10,918人	14.0%	14,537人	18.7%
置賜	214,975人	29,270人	13.6%	37,193人	17.3%
庄内	279,497人	41,256人	14.8%	50,199人	18.0%

(2040年)

圏域	総人口	65～74歳		75歳以上	
		人数	構成割合	人数	構成割合
村山	447,323	63,962人	14.3%	110,939人	24.8%
最上	47,453	7,174人	15.1%	14,586人	30.7%
置賜	147,177	22,467人	15.3%	38,576人	26.2%
庄内	191,891	30,943人	16.1%	53,210人	27.7%

資料：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

- 高齢化に伴い、慢性疾患を抱えながら住み慣れた場所での療養を希望する患者が増えることが見込まれるため、退院後に切れ目なく在宅医療が提供されるための体制整備や初期救急の充実等、地域包括ケアシステムの構築に資するような取組を行う必要があります。

2 外来患者数推計等

- 外来患者数は、全国では2025年にピークを迎えることが見込まれていますが、本県では2015年以降減少に転じています。

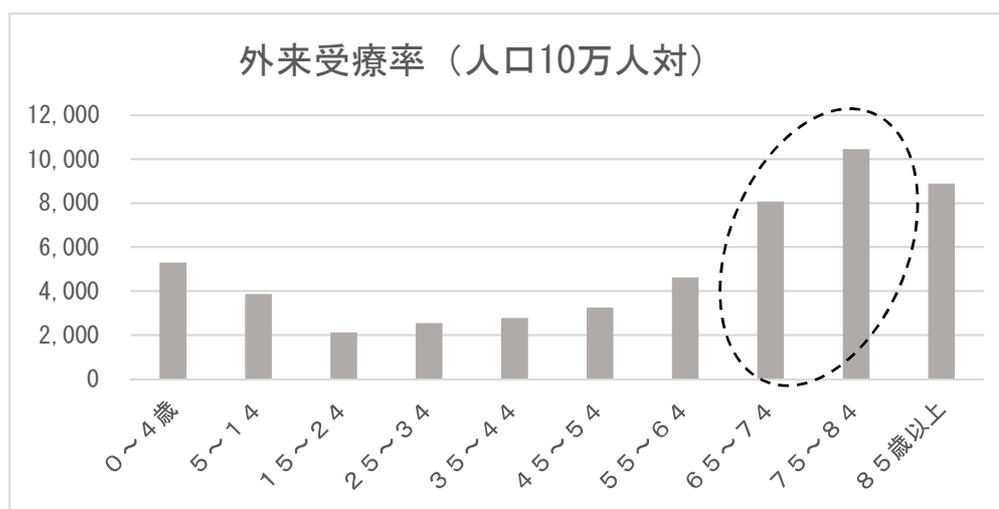
【1日あたりの推計患者数（千人）】

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全 国	7,012.65	7,148.91	7,206.01	7,168.73	7,030.36	6,897.89	6,732.21
山 形	66.03	64.49	62.77	60.69	57.63	54.23	50.58
村 山	31.83	31.68	31.38	30.83	29.76	28.51	27.10
最 上	4.73	4.44	4.18	3.93	3.61	3.25	2.88
置 賜	12.63	12.13	11.62	11.08	10.38	9.62	8.82
庄 内	16.84	16.23	15.58	14.86	13.88	12.85	11.78

資料：厚生労働省「医療計画策定支援データブック」1日あたりの外来患者推計より作成

- 本県の外来医療の受療率をみると、65歳から84歳までの受療率が高くなっており、その後減少していく傾向がみられます。

【年齢階級別の受療率（外来）（人口10万対の外来患者数）】



資料：厚生労働省「令和2年度患者調査」

- 外来患者数は減少していくものの、受療率が高い高齢者が必要とする外来医療機能を引き続き維持していく必要があります。

3 外来医療提供体制の状況

(1) 施設数

- 本県の医療施設数をみると、令和4年度時点で一般病院施設は53施設、一般診療所は903施設となっています。
- 平成29年度時点と比較すると、病院数はほぼ増減がなく、一般診療所数は最上圏域を除き減少しています。

【医療施設数】

	一般病院		一般診療所	
	H29	R4	H29	R4
全 県	55 施設	53 施設	926 施設	903 施設
村 山	25 施設	25 施設	492 施設	486 施設
最 上	4 施設	4 施設	51 施設	52 施設
置 賜	13 施設	13 施設	153 施設	146 施設
庄 内	13 施設	11 施設	230 施設	219 施設

資料：厚生労働省「医療施設（動態）調査」

(2) 外来患者の受療動向

① 医療圏間の外来患者の流出入状況

- 県内の外来患者の流出入動向を医療圏域毎にみると、一部他圏域から村山地域への流入が見られますが、ほぼ医療圏内で完結している状況にあります。

【外来患者の流出入状況】

		患者数（施設所在地）（病院＋一般診療所の外来患者数、千人/日）					患者総数 （患者住 所地）	患者流出入	
		村山	最上	置賜	庄内	都道府 県外		患者流出 入数(千 人/日)	患者流出 入調整係 数
患者数 (患者住 所地)	村山	26.5	0.1	0.1	0.0	0.1	26.8	0.7	1.025
	最上	0.3	2.8	0.0	0.0	0.0	3.2	-0.2	0.931
	置賜	0.4	0.0	8.9	0.0	0.0	9.4	-0.4	0.960
	庄内	0.1	0.0	0.0	13.6	0.1	13.7	0.0	1.001
	都道府県外	0.2	0.0	0.1	0.1	-	-	-	-
患者総数(施設所在地)		27.5	2.9	9.0	13.7	-	53.0	0.1	1.002

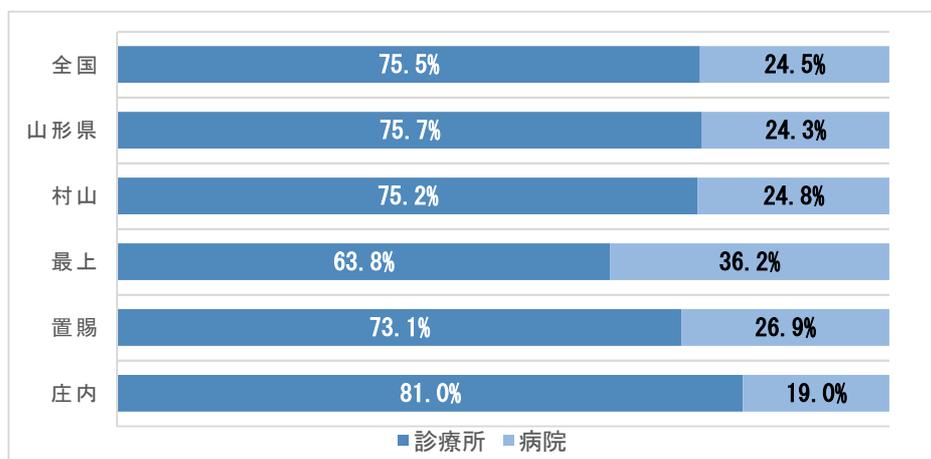
資料：厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集」

※平成29年患者調査の病院＋一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを、NDBの平成29年4月から30年3月までの病院＋一般診療所における初再診・在宅医療の診療分データ（12か月分算定回数）の都道府県内二次医療圏間流出入割合に応じて集計したもの。

② 病院・診療所別に見た外来患者の受診先

- 本県では全ての圏域で一般診療所の受療割合が多くなっていますが、庄内が81.0%と最も多く、最少の最上が63.8%と圏域毎にばらつきがあります。

【施設別の外来患者の受診先】



資料：厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集」

(3) 医師数の推移等

① 医療施設従事医師数

- 病院に従事する医師数は、県全体では増加していますが、村山と庄内が減少する一方、最上と置賜は増加するなど圏域によって状況が異なります。一般診療所については、全ての圏域で医師数が減少しています。

【医療施設ごとの医師数】（各年12月31日現在）

	病院		一般診療所	
	H30	R2	H30	R2
全 県	1,622 人	1,635 人	841 人	813 人
村 山	1,021 人	1,016 人	459 人	444 人
最 上	61 人	64 人	38 人	35 人
置 賜	242 人	262 人	130 人	124 人
庄 内	298 人	293 人	214 人	210 人

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

② 年齢階級別医師数

- 県全体の医師の年齢階級別の構成をみると、70歳以上が占める割合、平均年齢ともに、全国平均を上回っています。

【年齢階級別構成割合】（令和2年12月31日現在）

	総数	24歳以下	24歳～69歳	70歳以上	平均年齢
全国	339,623人	0.2%	88.7%	11.3%	50.5
山形	2,608人	0.2%	86.9%	13.1%	52.0

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 県内の医師のうち、診療所に従事する医師の年齢階級別の構成をみると、70歳以上の割合が24.5%と、全国に比べ70代以上の医師の割合が多くなっており、全体として高齢化している状況にあります。

【診療所に従事する医師の年齢級別構成】（令和2年12月31日現在）

	総数医師数 (人)	年齢階級別医師数(人)													70歳以上割合
		～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	
全国	107,226	1	308	1,293	3,760	7,264	10,948	13,141	15,354	16,860	14,975	11,580	5,317	6,425	21.8%
県全体	813	0	0	5	15	40	53	95	106	160	140	98	48	53	24.5%
村山	444	0	0	0	8	16	30	55	61	94	82	44	27	27	22.1%
最上	35	0	0	2	0	3	4	5	3	6	4	3	2	3	22.9%
置賜	124	0	0	0	3	4	6	11	18	23	27	16	8	8	25.8%
庄内	210	0	0	3	4	17	13	24	24	37	27	35	11	15	29.0%

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 医師の高齢化に伴い、特に診療所が担っている医療機能について、今後各圏域において不足していくことが想定されるため、必要な医療機能が確保されるよう検討していく必要があります。

③ 外来医師の偏在状況

- 二次医療圏単位における外来医療機能の偏在の度合いを可視化するため、国がガイドラインに定める計算方法によって、「外来医師偏在指標^{*1}」を算出しています。
- また、外来医師偏在指標の値が上位33.3%以内に入っている地域を「外来医師多数区域^{*2}」と設定することとされています。
- 本県の外来医師偏在指標は令和元年12月公表値から概ね横ばいの数値となっています。また、本県に外来医師多数区域はありません。

【外来医師偏在指標】

	村山	最上	置賜	庄内
外来医師偏在指標	103.3 (102.1)	74.4 (74.2)	82.0 (86.7)	87.2 (85.8)
全国平均値 ^{*3}	112.2 (106.3)			
全国順位	149 (138)	301 (305)	273 (239)	245 (251)

※1 外来医師偏在指標（令和5年4月公表）

地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化したもの。厚生労働省が全国330二次医療圏ごとに、医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流入・流出、へき地などの地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定されている。

※2 外来医師多数区域

全国330二次医療圏のうち、外来医師偏在指標の値が上位33.3%以内(110位以内)に入っている地域。

※3 全国平均値

全国330二次医療圏の外来医師偏在指標の平均値

※4 表のうち（ ）内の数値は、令和元年12月公表値

- 外来医師多数区域は、多くが都市部に集中しており、本県は相対的に外来医師が少ない状況にあるため、その確保に取り組んでいく必要があります。

（4）紹介患者への対応を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）の設置状況

- 一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担が増加する等の問題が生じているため、患者が日常的に受診するかかりつけ医機能を担う医療機関の対応力を強化するとともに、各医療機関の外来医療機能の明確化・連携の強化を進めていく必要があります。
- 外来医療機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療機関の意向と二次医療圏毎実施された地域医療構想調整会議での協議に基づき、紹介患者への対応を基本とする医療機関である「紹介受診重点医療機関」を次のとおり設定しています。

【紹介受診重点医療機関】（令和5年8月1日公表）

地域	医療機関名
村山	国立大学法人山形大学医学部附属病院
	山形市立病院済生館
	山形済生病院
	山形県立中央病院
置賜	米沢市立病院
庄内	鶴岡市立荘内病院
	日本海総合病院

- 外来医療機能の明確化・連携強化にあたっては、患者がまずは地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受け紹介受診重点医療機関を受診する等、医療機関の外来医療機能・役割に応じて適切に受診することが重要であることを広く理解してもらうため、外来医療機能の情報提供や適切な医療機関の受診についての普及啓発を図っていく必要があります。

(5) 医療機器の配置状況

- 人口当たりの医療機器の配置台数には地域差があり、医療機器の種類によってもその状況は異なることから、今後、人口減少下においても、医療機器が効率的に活用できるよう、対応を促していく必要があります。
- ※ 本県の二次医療圏毎の医療機器の人口当たり台数等の医療機器の配置状況は、別途公表します。

Ⅲ 外来医療に係る医療提供体制確保に向けた取組

県は、地域に必要な外来医療機能の確保に向け検討を行うとともに、医療機関間の役割分担・連携を推進するため、以下の3つの取組を進めます。

1 地域で不足する外来医療機能の確保

○ 二次医療圏毎に設置する地域医療構想調整会議において、不足する外来医療機能について協議を行い、各圏域の実情に応じ、地域で不足する外来医療機能を確保していくための目標の設定^{*1*}^{*2}及び達成に向けた取組を進めます。

※1 目標については、第8次山形県医療計画の各事業の数値目標の中から、本計画に関連する数値目標を抜粋の上、二次医療圏毎に設定することとします。

※2 二次医療圏毎に協議する「地域で不足する医療機能」については、厚生労働省が定める「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」において二次医療圏毎に検討すべき外来医療機能の例として示されている、①初期救急(夜間・休日の診療)、②在宅医療及び③公衆衛生(学校医、産業医、予防接種等)について、検討することを基本とします。

2 外来医療に関する情報提供

○ 外来医師の偏在化解消に向けた取組として、新たに開業しようとする医療関係者等が、自主的な経営判断を行うための有益な情報として参照できるよう、外来医師偏在指標等のデータを県ホームページで周知する等の情報提供を行います。

○ 県民が各医療機関の外来医療の役割を理解し、適切な受療行動を取れるよう、リーフレットや県ホームページ等を活用し、紹介受診重点医療機関の制度等について情報提供を行います。

3 医療機器の効率的な活用

○ 医療機器の効率的な活用を図るため、各二次医療圏の共同利用の方針を次のとおり定めます。

【共同利用の方針】

各二次医療圏内の医療機関が、CTやMRI、PET、放射線治療機器(リニアック及びガンマナイフ)及びマンモグラフィを新規に購入する場合(更新時も含む)は、共同利用計画書の提出を求め、各二次医療圏の協議の場(以下「協議の場」という。)において、共同利用の可否の確認を行うこととします。また、共同利用を行わない場合については、協議の場においてその理由を確認することとします。

※ 共同利用には画像診断や治療における病病・病診・診診連携による患者紹介による活用も含まれます。

※ 地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に共同利用の方針で定める医療機器を新規購入した医療機関に対し、医療機器の利用件数等の稼働状況について、県への報告を求め、各二次医療圏で定める協議の場において内容を確認することとします。なお、外来機能報告対象医療機関については、当該報告をもって、当該利用件数の報告に替えることができるものとします。

IV 地域で不足する外来医療機能の確保に向けた二次医療圏ごとの取組

- III「1 地域で不足する外来医療機能の確保について」の地域で不足する外来医療機能を確保していくための目標及びその達成に向けた取組を次頁以降に地域毎に掲載します。
- 各圏域では、地域医療構想調整会議において設定した目標に対する進捗状況を確認し、必要な取組を検討します。

【地域で不足する外来医療機能】

地域名	地域で不足する外来医療機能
村山	① 初期救急、②在宅医療、③公衆衛生
最上	① 初期救急、②在宅医療、③公衆衛生
置賜	① 初期救急、②在宅医療、③公衆衛生
庄内	① 初期救急、②在宅医療、③公衆衛生

村山二次医療圏の目標及び取組

1 不足する外来医療機能毎の現状と課題について

(1) 初期救急（夜間・休日の診療）

- 休日夜間診療所、在宅当番医、救急告示病院が対応していますが、重症度や緊急度に応じた医療機関の適正受診を進める必要があります。

【村山地域の初期救急医療体制】

地域	休日昼間	夜間
東南村山	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間診療所（山形市） ・在宅当番医（上山市、天童市、山辺町、中山町） ・救急告示病院（13施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間診療所（山形市） ・在宅当番医（平日夜間のみ）（上山市） ・救急告示病院（13施設）
西村山	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医 ・救急告示病院（4施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立河北病院平日夜間救急外来（医師会サポート医体制） ・救急告示病院（4施設）
北村山	<ul style="list-style-type: none"> ・休日診療所（村山市、東根市） ・在宅当番医（尾花沢市、大石田町） ・救急告示病院（1施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急告示病院（1施設）

資料：村山保健所調べ

- 村山地域の時間外等外来患者数については、診療所は平成30年度の35,601人から、令和4年度の23,834人に減少しています。また、病院は平成30年度の61,355人から令和4年度の49,790人に減少している状況です。

【村山地域の休日・夜間の救急医療機関受診者数】

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
休日・夜間診療所受診者数	35,601人	35,010人	12,544人	14,860人	23,834人
救急告示病院受診者数 （二次・三次救急医療機関）	61,355人	57,007人	44,215人	44,598人	49,790人

資料：休日・夜間診療所受診者数：村山保健所調べ、救急告示病院受診者数：県医療政策課調べ

(2) 在宅医療

- 令和元年度の人口10万人当たり訪問診療患者延数について、村山地域は、診療所（11,695.9人）は、庄内地域（12,766.0人）に次いで多く、病院（341.6人）は最も少ない状況です。
- 令和元年度の人口10万人当たりの往診患者延数について、村山地域は、診療所（2,400.1人）は、庄内地域（3,098.8人）に次いで多い状況です。
- 医療現場では、「訪問診療や往診をしている医師は相当数いるものの、在宅医療の需要に応じるには不足」との認識です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（令和元年度）

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数		人口 10 万人当たり 往診患者延数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	2,091.1 人	※	※
山形県	10,391.2 人	817.7 人	2,296.6 人	※
村山地域	11,695.9 人	341.6 人	2,400.1 人	64.4 人
最上地域	3,635.2 人	830.7 人	447.3 人	※
置賜地域	6,218.8 人	1,557.2 人	1,624.4 人	70.7 人
庄内地域	12,766.0 人	1,207.5 人	3,098.8 人	99.0 人

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 令和元年度の人口 10 万人当たりの訪問診療医療施設数について、村山地域は、診療所（20.9 箇所）は、最上地域（16.7 箇所）に次いで少なく、病院（1.9 箇所）は 4 地域で最も少なくなっています。
- 令和元年度の人口 10 万人当たりの往診医療施設数について、診療所（30.9 箇所）は、庄内地域（35.4 箇所）に次ぐものとなっています。
- ※ 郡市地区医師会の枠組みを超えた在宅医療を担う医療機関の連携を推進するため、村山二次保健医療圏を在宅医療圏として設定します。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数（診療所、病院）】（令和元年度）

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療施設数		人口 10 万人当たり 往診医療施設数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	※	※	※
山形県	22.4 箇所	2.7 箇所	31.5 箇所	※
村山地域	20.9 箇所	1.9 箇所	30.9 箇所	2.8 箇所
最上地域	16.7 箇所	4.2 箇所	23.6 箇所	※
置賜地域	21.4 箇所	4.5 箇所	30.9 箇所	4.5 箇所
庄内地域	27.9 箇所	2.6 箇所	35.4 箇所	3.0 箇所

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

（3）公衆衛生

- 村山地域の医師数は 1,574 人（H28）から 1,572 人（R2）へと横ばいで推移しています。また、人口 10 万人当たり医師数 295.6 人（R2）は全国値を上回っていますが、西村山 140.6 人、北村山 98.1 人と地域偏在が顕著となっています。

【医師数及び人口 10 万対医師数】（各年 12 月 31 日現在）

項目	平成 28 年		平成 30 年		令和 2 年	
	医師数	人口 10 万 対医師数	医師数	人口 10 万 対医師数	医師数	人口 10 万 対医師数
全国	319,480 人	251.7 人	327,210 人	258.8 人	339,623 人	269.2 人
山形県	2,597 人	233.3 人	2,614 人	239.8 人	2,608 人	244.2 人
村山地域	1,574 人	287.0 人	1,577 人	291.8 人	1,572 人	295.6 人
最上地域	105 人	137.5 人	104 人	141.4 人	105 人	148.0 人
置賜地域	382 人	180.1 人	390 人	189.0 人	400 人	198.2 人
庄内地域	536 人	194.1 人	543 人	201.6 人	531 人	201.6 人

項目	平成 28 年		平成 30 年		令和 2 年	
	医師数	人口 10 万 対医師数	医師数	人口 10 万 対医師数	医師数	人口 10 万 対医師数
東南村山	1,357 人	364.7 人	1,363 人	370.2 人	1,374 人	378.2 人
西村山	116 人	144.0 人	117 人	149.3 人	108 人	140.6 人
北村山	101 人	105.5 人	97 人	103.3 人	90 人	98.1 人

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 令和 5 年度の村山地域における学校医（県立学校）1 人当たりの学校数 0.3 箇所は、置賜地域、庄内地域と同じ状況であり、学校医（県立学校）1 人当たりの生徒数は 78.5 人で庄内地域の次に多い状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

項目	学校医数	学校医 1 人当たり 学校数	学校医 1 人当たり 生徒数
山形県	247 人	0.3 箇所	73.9 人
村山地域	112 人	0.3 箇所	78.5 人
最上地域	25 人	0.4 箇所	49.2 人
置賜地域	51 人	0.3 箇所	69.9 人
庄内地域	59 人	0.3 箇所	78.8 人

項目	学校医数	学校医 1 人当たり 学校数	学校医 1 人当たり 生徒数
東南村山	74 人	0.3 箇所	83.6 人
西村山	17 人	0.4 箇所	69.1 人
北村山	21 人	0.2 箇所	68.4 人

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は令和 4 年度

- 令和5年度の村山地域における産業医1人当たりの事業所数3.8箇所は、庄内地域3.7箇所に次いで少なく、産業医1人当たりの従業員数459.9人は、県内で最も多い状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和5年7月現在）

項目	認定産業医数	事業所と契約している産業医数	産業医1人当たり事業所（50人以上）数	産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数
山形県	518人	357人	3.8箇所	439.2人
村山地域	297人	178人	3.8箇所	459.9人
最上地域	24人	16人	4.8箇所	432.9人
置賜地域	95人	77人	3.8箇所	393.2人
庄内地域	102人	86人	3.7箇所	438.9人

項目	認定産業医数	事業所と契約している産業医数	産業医1人当たり事業所（50人以上）数	産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数
東南村山	220人	132人	3.6箇所	438.4人
西村山	44人	31人	2.9箇所	329.7人
北村山	33人	15人	5.1箇所	771.3人

資料：山形県医師会調べ

「産業医1人当たり事業所（50人以上）数」及び「産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数」は、経済センサス-活動調査（令和3年6月1日現在）における事業所数及び従業員数を、「事業所と契約している産業医数」で除したものである。

- 村山地域における山形県警察検視等立会医師の1人当たりの件数は、年30件超で推移し県平均より若干高い数値となっているが、東南村山については県平均よりもだいぶ高い数値となっています。
- 山形県警察検視等立会医師の高齢化による担い手不足や、特定の医師に依頼が集中し負担が大きいなどの課題があります。
- ※ 死因究明等推進基本法により、国及び地方公共団体は「死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等」の施策を講ずるものとされており、本県では、山形県死因究明等推進協議会を設置（H30）し、死因究明等に係る方策等についての協議、各種事業の推進などを実施。

【山形県警察検視等立会医師の検案実施状況】

項目	山形県警察検視等立会医師数			1人当たり件数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
山形県	28人	28人	32人	27.2件	30.6件	28.7件
村山地域	11人	11人	13人	31.3件	33.5件	31.7件
最上地域	1人	1人	1人	64.0件	62.0件	70.0件
置賜地域	10人	10人	11人	11.8件	13.4件	17.5件
庄内地域	6人	6人	7人	39.3件	48.8件	34.7件

項目	山形県警察検視等立会医師数			1人当たり件数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
東南村山	5人	5人	7人	46.2件	47.0件	40.3件
西村山	3人	3人	3人	19.7件	24.0件	21.3件
北村山	3人	3人	3人	18.0件	20.7件	22.0件

資料：山形県警察本部調べ

2 不足する外来医療機能を確保するための目標と方策について

＜目標＞

- 関連する医療計画の項目から次のとおり目標を設定します。

目標内容	目標値 (R8)	備考
救急告示病院の休日・夜間における軽症患者の割合	78.2%	現状：79.4% (R4)
訪問診療を実施する診療所・病院数	103 施設	現状：103 施設 (R2)
医療施設従事医師数	1,460 人	現状：1,460 人 (R2)

[救急告示病院の休日・夜間における軽症患者の割合：県医療政策課調べ]

[訪問診療を実施する診療所・病院数

：厚生労働省「医療施設調査（静態）」（調査周期：3年）]

[医療施設従事医師数：山形県医師確保計画における目標値]

＜方策＞

- 「かかりつけ医」の普及を推進し、軽症時の平日日中の受診等、適切に医療機関を受診するよう周知啓発します。
- 「小児救急電話相談窓口」や「大人の救急電話相談窓口」の利用促進を図り、急病時の対処方法の普及と初期救急医療機関の適正受診を促進します
- 在宅医療に対する理解を深めるための研修会等の開催により、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの

関係者の在宅医療に対する理解を促進し、在宅医療に取り組む関係者の増加・充実に努めます。

- 山形県医師確保計画等の施策を通して医療従事者の確保や養成に取り組んでいきます。
- 県、各市町、各医師会、各医療機関等の関係機関は、村山地域医療構想調整会議における継続的な協議を通して、地域における課題を共有し、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。

最上二次医療圏の目標及び取組

1 不足する外来医療機能毎の現状と課題について

(1) 初期救急（休日夜間診療）

- 最上地域においては、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院で担っています。

【最上地域の初期救急医療体制】（令和5年10月～）

	休 日	平日夜間
県立新庄病院 地域救命救急センター	24時間対応	
県立新庄病院 (医師会サポート体制)	日曜・祝日 受付 9時～12時、13時～17時	月～土曜 受付 19時～21時
最上町立最上病院 町立真室川病院 新庄徳洲会病院	診療時間外の救急受付	

- 最上地域の休日・夜間の救急患者数について、新庄市夜間休日診療所（令和5年10月3日終了）は令和2年度以降減少しました。また、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院及び新庄徳洲会病院は、令和2年度に減少したものの、令和4年度には増加しています。

【最上地域の休日・夜間の救急患者数】

項 目	H30	R1	R2	R3	R4
新庄市夜間休日診療所	4,035人	3,299人	786人	914人	840人
県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院	13,042人	15,085人	11,096人	12,576人	15,517人
合 計	17,077人	18,384人	11,882人	13,490人	16,357人

資料：最上総合支庁保健企画課調査

<参考>最上広域市町村圏事務組合消防本部の救急搬送件数・人数

項 目	H30	H31	R2	R3	R4
救急搬送件数	3,030件	2,943件	2,501件	2,904件	3,156件
救急搬送人数	2,946人	2,865人	2,439人	2,784人	3,038人

資料：救急統計

- 令和5年10月県立新庄病院の移転に合わせ、地域救命救急センターやヘリポートが整備されました。また、新庄市夜間休日診療所機能は県立新庄病院に移転し、新庄市最上郡医師会会員である医師による診療を実施しています。

(2) 在宅医療

- 令和元年度の人口 10 万人当たりの訪問診療医療施設数について、診療所数は 4 地域で最も少ない状況です。
- 令和元年度の人口 10 万人当たりの往診医療施設数について、診療所数は 4 地域で最も少ない状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療 施設数】(令和元年度)

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療施設数		人口 10 万人当たり 往診医療施設数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	※	※	※
山形県	22.4 箇所	2.7 箇所	31.5 箇所	※
最上地域	16.7 箇所	4.2 箇所	23.6 箇所	※
村山地域	20.9 箇所	1.9 箇所	30.9 箇所	2.8 箇所
置賜地域	21.4 箇所	4.5 箇所	30.9 箇所	4.5 箇所
庄内地域	27.9 箇所	2.6 箇所	35.4 箇所	3.0 箇所

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 令和元年度の人口 10 万人当たり訪問診療患者延数について、診療所は 4 地域で最も少なく、病院は村山地域に次いで少ない状況です。
- 令和元年度の人口 10 万人当たりの往診患者延数について、診療所は 4 地域で最も少ない状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療患者延数(診療所、病院)】(令和元年度)

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数		人口 10 万人当たり 往診患者延数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	2,091.1 人	※	※
山形県	10,391.2 人	817.7 人	2,296.6 人	※
最上地域	3,635.2 人	830.7 人	447.3 人	※
村山地域	11,695.9 人	341.6 人	2,400.1 人	64.4 人
置賜地域	6,218.8 人	1,557.2 人	1,624.4 人	70.7 人
庄内地域	12,766.0 人	1,207.5 人	3,098.8 人	99.0 人

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

(3) 公衆衛生

- 令和 5 年度の最上地域における学校医 1 人当たりの学校数は 4 地域で最も多い

状況であり、学校医 1 人当たりの生徒数は 4 地域で最も少ない状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

項 目	学校医数	学校医 1 人当たり 学校数	学校医 1 人当たり 生徒数
山形県	247 人	0.3 箇所	73.9 人
最上地域	25 人	0.4 箇所	49.2 人
村山地域	112 人	0.3 箇所	78.5 人
置賜地域	51 人	0.3 箇所	69.9 人
庄内地域	59 人	0.3 箇所	78.8 人

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は令和 4 年度

- 令和 5 年度の最上地域における産業医 1 人当たりの事業所数は 4 地域で最も多く、産業医 1 人当たりの従業員数は、置賜地域に次いで少ない状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和 5 年 7 月現在）

項 目	認定産業医数	事業所（50 人以上）と契約している産業医数	産業医 1 人当たり事業所（50 人以上）数	産業医 1 人当たり従業員（50 人以上事業所）数
山形県	518 人	357 人	3.8 箇所	439.2 人
最上地域	24 人	16 人	4.8 箇所	432.9 人
村山地域	297 人	178 人	3.8 箇所	459.9 人
置賜地域	95 人	77 人	3.8 箇所	393.2 人
庄内地域	102 人	86 人	3.7 箇所	438.9 人

資料：山形県医師会調べ

「産業医 1 人当たり事業所（50 人以上）数」及び「産業医 1 人当たり従業者（50 人以上事業所）数」は、経済センサス-活動調査（令和 3 年 6 月 1 日現在）における事業所数及び従業者数を、「事業所と契約している産業医数」で除したものの。

2 不足する外来医療機能を確保するための目標と方策について

《目標》

- 関連する医療計画の項目から次のとおり目標を設定します。

目標内容	目標値(R8)	備考
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	375 件/月	現状:216 件/月(R2)
訪問診療を実施する診療所・病院数	10 施設	現状:10 施設(R2)

[訪問診療実施件数：厚生労働省「医療施設調査（静態）」（調査周期：3年）]

[訪問診療を実施する診療所・病院数：厚生労働省「医療施設調査」（調査周期：3年）]

《方策》

- 山形県医師確保計画により、医師確保に取り組めます。
- 最上地域医療構想調整会議(最上地域保健医療協議会)等の協議の場において、役割分担や連携について議論を行い、地域における課題を共有し、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。

置賜二次医療圏の目標及び取組

1 不足する外来医療機能毎の現状と課題について

(1) 初期救急（夜間・休日の診療）

- かかりつけ医と米沢市立病院の平日夜間・休日診療部門（米沢市医師会の医師が担当）、長井西置賜休日診療所、南陽東置賜休日診療所が対応しています。
- 本来は二・三次救急を担う公立置賜総合病院救命救急センターの救急受診患者の多くを初期救急が占めるため、平日夜間診療の初期救急部分を長井市西置賜郡及び南陽市東置賜郡医師会の医師が応援しています。

【置賜地域の初期救急医療体制】（令和5年12月～）

	休 日	平日夜間
米沢市	米沢市立病院 (平日夜間・休日診療部門) 9時～12時、13時～17時	米沢市立病院 (平日夜間・休日診療部門) 19時～22時
東置賜郡	南陽東置賜休日診療所	かかりつけの医師 又は病院の当直医師 (公立置賜総合病院 救命救急センター 19時～22時 (医師会からの応援))
西置賜郡	長井西置賜休日診療所	

資料：置賜地区救急医療対策協議会調査

- 時間外等外来患者数については、診療所は微増、病院は減少の傾向で推移してきたところ、令和2年初来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控え等により急減しましたが、令和5年5月の5類移行により増加傾向にあります。

【置賜地域の時間外等外来患者数（診療所、病院）】

項 目	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
診療所(平日夜間・休日)	6,397人	6,678人	1,733人	2,314人	3,077人
病院	30,520人	29,822人	20,245人	22,940人	22,540人
合計	36,917人	36,500人	21,978人	24,854人	25,617人

資料：置賜地区救急医療対策協議会調査

- 高齢者等（特に施設入所者）の体調悪化時、夜間・休日に急性期病院に救急搬送される事例が多く、救急医療現場の負担となっているため、可能な限り平日日中の一般外来に誘導できるよう、体制整備とその周知啓発が必要です。

【置賜地域の救急搬送に占める 65 歳以上の高齢者の割合】（令和 4 年）

	急病	一般負傷	その他	計
全搬送者数	5,705 人	1,260 人	1,237 人	8,202 人
高齢者搬送数	4,201 人	986 人	627 人	5,814 人
高齢者割合	73.6%	78.3%	50.7%	70.9%

資料：置賜各消防本部救急統計

（2）在宅医療

- 令和元年度の人口 10 万人当たり訪問診療患者延数について、診療所（6,218.8 人）は最上地域（3,635.2 人）に次いで少ない一方、病院（1,557.2 人）は最多です。
- 令和元年度の人口 10 万人当たり往診患者延数について、診療所（70.7 人）は村山地域（64.4 人）に次いで少ない状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（令和元年度）

項 目	人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数		人口 10 万人当たり 往診患者延数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	2,091.1 人	※	※
山形県	10,391.2 人	817.7 人	2,296.6 人	※
置賜地域	6,218.8 人	1,557.2 人	1,624.4 人	70.7 人
村山地域	11,695.9 人	341.6 人	2,400.1 人	64.4 人
最上地域	3,635.2 人	830.7 人	447.3 人	※
庄内地域	12,766.0 人	1,207.5 人	3,098.8 人	99.0 人

資料：NDB（レポート情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 令和元年度の人口 10 万人当たり訪問診療医療施設数について、診療所（21.4 か所）は庄内地域（27.9 か所）に次いで多く、病院（4.5 か所）は最多です。
- 令和元年度の人口 10 万人当たり往診医療施設数について、診療所（30.9 か所）は庄内地域（35.4 か所）に次いで多い状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数】（令和元年度）

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療施設数		人口 10 万人当たり 往診医療施設数	
	診療所	病院	診療所	病院
全国	※	※	※	※
山形県	22.4 箇所	2.7 箇所	31.5 箇所	※
置賜地域	21.4 箇所	4.5 箇所	30.9 箇所	4.5 箇所
村山地域	20.9 箇所	1.9 箇所	30.9 箇所	2.8 箇所
最上地域	16.7 箇所	4.2 箇所	23.6 箇所	※
庄内地域	27.9 箇所	2.6 箇所	35.4 箇所	3.0 箇所

資料：NDB（レポート情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 R3.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 65 歳以上の高齢者数は、置賜地域では既に 2020 年をピークに減少に転じた状況と考えられますが、急激な人口減少のもと高齢化率は今後も上昇し、公共交通機関の脆弱さや冬季の交通障害により、医療・介護の資源にアクセスできない高齢者の増加が懸念され、これらを念頭に置いた在宅医療体制の整備が必要です。

（3）公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）

- 医師の総数は、令和 2 年 12 月末現在 400 人で着実に増加していますが、人口 10 万人当たりでは 198.2 人で、最上地域（148.0 人）に次いで少ない状況です。

【医師数及び人口 10 万対医師数】（各年 12 月 31 日現在）

	平成 26 年		平成 28 年		令和 2 年	
	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対	実数	人口 10 万対
全国	319,480 人	251.7 人	327,210 人	258.8 人	339,623 人	269.2 人
山形県	2,597 人	233.3 人	2,614 人	239.8 人	2,608 人	244.2 人
置賜地域	382 人	180.1 人	390 人	189.0 人	400 人	198.2 人
村山地域	1,574 人	287.0 人	1,577 人	291.8 人	1,572 人	295.6 人
最上地域	105 人	137.5 人	104 人	141.4 人	105 人	148.0 人
庄内地域	536 人	194.1 人	543 人	201.6 人	531 人	201.6 人

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 令和2年の診療所の年齢階級別医師数割合について、60歳以上の割合（66.1%）は県内最大です。

【診療所の年齢階級別医師数割合】（令和2年12月31日現在）

項目	全国	山形県	置賜地域	村山地域	最上地域	庄内地域
～59歳	48.6%	38.6%	33.9%	38.3%	48.6%	40.5%
60歳～	51.4%	61.4%	66.1%	61.7%	51.4%	59.5%

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 令和5年度の学校医（県立学校）1人当たり学校数（0.3か所）は県全体と同等であり、学校医（県立学校）1人当たり生徒数（69.9人）は、最上地域（49.2人）に次いで少ない状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（令和5年4月1日現在）

項目	学校医数	学校医1人当たり 学校数	学校医1人当たり 生徒数
山形県	247人	0.3か所	73.9人
置賜地域	51人	0.3か所	69.9人
村山地域	112人	0.3か所	78.5人
最上地域	25人	0.4か所	49.2人
庄内地域	59人	0.3か所	78.8人

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は令和4年度

- 令和5年度の産業医1人当たりの事業所数（3.8か所）は県全体と同等であり、産業医1人当たりの従業員数（393.2人）は最少です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和5年7月現在）

項目	認定産業医数	事業所(50人以上)と契約している産業医数	産業医1人当たり事業所(50人以上)数	産業医1人当たり従業員(50人以上事業所)数
山形県	518人	357人	3.8か所	439.2人
置賜地域	95人	77人	3.8か所	393.2人
村山地域	297人	178人	3.8か所	459.9人
最上地域	24人	16人	4.8か所	432.9人
庄内地域	102人	86人	3.7か所	438.9人

資料：山形県医師会調べ

「産業医1人当たり事業所(50人以上)数」及び「産業医1人当たり従業員(50人以上事業所)数」は、経済センサス-活動調査（令和3年6月1日現在）における

事業所数及び従業者数を、「事業所と契約している産業医数」で除したものを。

2 不足する外来医療機能を確保するための目標と方策について

《目標》

- 関連する医療計画の項目から次のとおり目標を設定します。

目標内容	目標値 (R8)	備考
救急告示病院の 時間外の初期救急患者数	16,500 人／年	現状：17,642 人／年 (R4)
訪問診療の実施件数	1,394 件／月	現状：1,355 件／月 (R2)
訪問歯科診療の実施件数	300 件／月	現状：215 件／月 (R2)
在宅薬剤管理を実施する 薬局数	45 か所	現状：36 か所 (R5. 10. 1)
訪問看護の実施件数	11,450 件／年	現状：10,896 件／年 (R3)

[救急告示病院の時間外の初期救急患者数：置賜地区救急医療対策協議会調べ]

[訪問診療実施件数、訪問診療を実施する診療所・病院数、訪問歯科診療の実施件数

：厚生労働省「医療施設調査（静態）」（調査周期：3年）]

[在宅薬剤管理を実施する薬局数：東北厚生局施設基準]

[訪問看護実施件数：厚生労働省「介護保険事業状況調査」]

《方策》

- 地域の実情に応じた望ましい外来医療機能を確保するため、協議の場において地域の課題を共有し、役割分担や連携について議論を行い、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。
- 特に、医師の高齢化が進み一般診療所の閉院も相次いでいることから、事業承継の促進や不足する診療科の開業医誘致など、各地区医師会や市町等と連携して医師確保に努めるとともに、看護職員をはじめとする必要な医療人材を確保するため、先進事例その他の情報共有などにより取組を推進します。
- 高齢者施設等を含む在宅医療に携わる医療・介護関係者が、患者の状態を的確に評価し、在宅療養支援病院等と連携することにより、救急受診の適正化が図られることを促すとともに、在宅医療に対する理解を深めるための研修等を通じて、従事者の増加が図られることを促します。
- 不足する外来医療機能については、計画期間中に必要に応じて協議の場で状況確認を行います。

庄内二次医療圏の目標及び取組

1 不足する外来医療機能毎の現状と課題について

(1) 初期救急（休日夜間診療）

- 初期救急医療は、かかりつけ医のほか、市町や地区医師会が休日夜間診療所等の実施により対応しています。
- 秋田県及び新潟県との協定によりドクターヘリの広域連携体制が整備されています。また、県内唯一の有人離島である飛島においては、オンライン診療も合わせた一次救急医療体制が整備され、二次・三次救急医療が必要な場合には、関係機関と連携した海上輸送やドクターヘリにより対応しています。

【庄内地域の初期救急医療体制】（令和5年4月1日現在）

	休日	平日夜間
南庄内	鶴岡市休日夜間診療所	鶴岡市休日夜間診療所
北庄内	酒田市休日診療所	日本海総合病院救命救急センター (医師会サポート体制)

【庄内地域における救急患者受診状況（休日夜間診療所、病院）】

項目	H30	R1	R2	R3	R4
診療所（平日夜間・休日）	11,656人	11,406人	3,233人	3,159人	3,032人
病院	54,848人	53,640人	43,665人	52,218人	53,374人
合計	66,504人	65,046人	46,898人	55,377人	56,406人

資料：庄内保健所調べ

- 医師会会員医師の高齢化等により初期救急患者の受入能力が不足し、二次・三次救急を受診した救急患者及び救急搬送患者に占める軽症患者の割合が高くなっています。
- また、高齢化の進行に伴い、高齢者の救急搬送の件数及び割合が増加しています。

【人口10万対「急病」による救急搬送者の傷病程度状況】（令和3年）

	死亡	重症	中等症	軽症
山形県	92人 (3.7%)	336人 (13.5%)	1,057人 (42.5%)	1,001人 (40.3%)
庄内地域	92人 (3.3%)	202人 (7.3%)	1,316人 (47.4%)	1,166人 (42.0%)

資料：県「消防年報（令和4年版）」から庄内保健所が作成、(%)は構成割合

【庄内地域における「急病」による救急搬送に占める高齢者（65歳以上）の割合】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
救急搬送人員数	7,221人	7,360人	7,678人	7,612人	6,896人	7,204人
うち高齢者数	5,286人	5,472人	5,754人	5,800人	5,306人	5,579人
高齢者割合	73.2%	74.3%	74.9%	76.2%	76.9%	77.4%

資料：県「消防年報（平成29年版～令和4年版）」から庄内保健所が作成

（2）在宅医療

- 令和元年度の人口10万人当たりの在宅患者訪問診療患者延数について、一般診療所（12,766.0人）は県内で最も多く、病院（1,207.5人）は置賜地域に次いで多い状況です。
- 令和元年度の人口10万人当たりの往診患者延数について、一般診療所（3,098.8人）は県内で最も多く、病院（99.0人）は村山地域、置賜地域よりも多い状況です。
- 訪問・往診患者数は年々増加しており、今後予測されている医療・介護の複合的ニーズを持った高齢者の増加に対して、十分な医療人材を確保し、在宅医の負担軽減を図る必要があります。

【人口10万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（令和元年度）

項目	人口10万人当たり 在宅患者訪問診療患者延数		人口10万人当たり 往診患者延数	
	一般診療所	病院	一般診療所	病院
全国	※	2,091.1人	※	※
山形県	10,391.2人	817.7人	2,296.6人	※
庄内地域	12,766.0人	1,207.5人	3,098.8人	99.0人
村山地域	11,695.9人	341.6人	2,400.1人	64.4人
最上地域	3,635.2人	830.7人	447.3人	※
置賜地域	6,218.8人	1,557.2人	1,624.4人	70.7人

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳R3.1.1現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない

- 令和元年度の人口10万人当たりの在宅訪問診療実施施設数について、一般診療所（27.9箇所）は県内で最も多く、病院（2.6箇所）は村山地域に次いで少ない状況です。
- 令和元年度の人口10万人当たりの往診実施施設数について、一般診療所（35.4箇所）は県内で最も多く、また病院（3.0箇所）は村山地域よりも多い状況です。
- 医療・介護の複合的ニーズを持つ高齢者に対しては、病院間の連携を含めた退院支援、在宅医療を積極的に担う医療機関（地域包括ケア病棟等）から施設あるいは

自宅への移行も念頭においた退院支援体制を検討する必要があります。

- 在宅医が不足している現状において、過疎地における診療を効率的に進めるため、オンライン診療や主治医不在時のバックアップ体制の整備、患者情報の共有を図る必要があります。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数（診療所、病院）】（令和元年度）

項目	人口 10 万人当たり 在宅訪問診療実施施設数		人口 10 万人当たり 往診実施施設数	
	一般診療所	病院	一般診療所	病院
全国	※	※	※	※
山形県	22.4 箇所	2.7 箇所	31.5 箇所	※
庄内地域	27.9 箇所	2.6 箇所	35.4 箇所	3.0 箇所
村山地域	20.9 箇所	1.9 箇所	30.9 箇所	2.8 箇所
最上地域	16.7 箇所	4.2 箇所	23.6 箇所	※
置賜地域	21.4 箇所	4.5 箇所	30.9 箇所	4.5 箇所

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳R3.1.1現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない

（3）公衆衛生

- 令和 5 年度の庄内地域における学校医（県立学校）1 人当たりの学校数（0.3 箇所）は村山地域、置賜地域と同じ状況であり、学校医（県立学校）1 人当たりの生徒数（78.8 人）は、県内で最も多い状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

項目	学校医数	学校医 1 人当たり 学校数	学校医 1 人当たり 生徒数
山形県	247 人	0.3 箇所	73.9 人
庄内地域	59 人	0.3 箇所	78.8 人
村山地域	112 人	0.3 箇所	78.5 人
最上地域	25 人	0.4 箇所	49.2 人
置賜地域	51 人	0.3 箇所	69.9 人

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は令和 4 年度

- 令和5年度の庄内地域における産業医1人当たりの事業所数（3.7箇所）は県内で最も少なく、産業医1人当たりの従業員数（438.9人）は、村山地域（459.9人）に次いで多い状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和5年7月現在）

項目	認定産業医数	事業所と契約している産業医数	産業医1人当たり事業所（50人以上）数	産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数
山形県	518人	357人	3.8箇所	439.2人
庄内地域	102人	86人	3.7箇所	438.9人
村山地域	297人	178人	3.8箇所	459.9人
最上地域	24人	16人	4.8箇所	432.9人
置賜地域	95人	77人	3.8箇所	393.2人

資料：山形県医師会調べ

「産業医1人当たり事業所（50人以上）数」及び「産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数」は、経済センサスー活動調査（令和3年6月1日現在）における事業所数及び従業員数を、「事務所と契約している産業医数」で除したものの。

- 庄内地域に従業地を有する医師数は、令和2年調査において人口10万人あたり201.6人となっており、県全体の244.2人を大きく下回っている状況にあります。

【医師数及び人口10万対医師数】（各年12月31日現在）

	平成28年		平成30年		令和2年	
	医師数	人口10万対医師数	医師数	人口10万対医師数	医師数	人口10万対医師数
全国	319,480人	251.7人	327,210人	258.8人	339,623人	269.2人
山形県	2,597人	233.3人	2,614人	239.8人	2,608人	244.2人
庄内地域	536人	194.1人	543人	201.6人	531人	201.6人
村山地域	1,574人	287.0人	1,577人	291.8人	1,572人	295.6人
最上地域	105人	137.5人	104人	141.4人	105人	148.0人
置賜地域	382人	180.1人	390人	189.0人	400人	198.2人

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

2 不足する外来医療機能を確保するための目標と方策について

＜目標＞

- 関連する医療計画の項目から次のとおり目標を設定します。

目標内容	目標値 (R8)	備考
二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者の割合	76.5%	現状：77.7% (R4)
訪問診療の実施件数（訪問診療を受けている患者数）	3,757 件／月	現状：2,903 件／月 (R2)
医療施設従事医師数	553 人	現状：503 人 (R2)

[二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者の割合：庄内保健所調べ]

[訪問診療の実施件数（訪問診療を受けている患者数）

：厚生労働省「医療施設調査（静態）」（調査周期3年）]

[医療施設従事医師数：山形県医師確保計画における目標値]

＜方策＞

- 山形県医師確保計画により、医師確保に取り組みます。
- 地域における協議の場において、外来機能における役割分担や連携について議論を行い、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。
- 在宅医療を担う関係機関相互の連携体制の充実強化及び訪問看護師等の人材確保と育成強化を支援します。